



代表社員より就任一年のご挨拶

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年9月に三宅税理士法人の代表に就任し、このたび無事一周年を迎えることができました。これもひとえに温かいご支援を賜る皆様のおかげと、心より感謝申し上げます。
この一年で強く感じたことは、私はつくづく人に恵まれている、ということです。困難に直面することもあります。その度に周囲の助けにより乗り越えることができます。
この一年間、皆様からのご期待に応えるべく、精一杯努めてまいりました。これからも、お客様お一人おひとりの声に真摯に耳を傾け、より質の高いサービスを提供できるよう、所員一同、精進を重ねる所存です。そして、これまで皆様からいただいた御恩に、少しでも多くお返ししていけたらと思っております。
今後とも変わらぬご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

三宅税理士法人
代表社員 税理士 鳥越俊佑

今年も残すところ、3カ月となりました。暑さも少し和らいできましたので、秋のイベントや行楽を楽しみたいですね。10月はスポーツの日もありますので、私は山登りにチャレンジしてみたいです。皆様もおすめの行楽地があったら是非教えてくださいね。
今回は、秋から改正される事柄をいくつかピックアップしてみましたのでご紹介いたします。また今年は年末調整が大きく変更になりますので、注意事項やスケジュールについてお伝えいたします。

1.育児介護休業法の改正

育児介護休業法とは、育児や介護をおこなう労働者が職業生活と家庭生活を両立できるように支援する法律です。法改正は、2025年4月より段階的に施行されています。また、2025年10月からは小学校就学前（3歳以上）の子どもを育てる労働者を対象とした「柔軟な働き方を実現するための措置」が事業主に義務づけられます。
2025年10月に施行される育児・介護休業法の改正ポイントは以下の2つです。

<2025年10月からの改正内容>

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



育児・介護休業法は、全ての雇用主に適用される法律です。

従業員の両立支援をし、長く働いてもらうために必要な措置が盛り込まれていますので、内容をよく吟味して、ぜひ遅滞なく職場に取り入れてください。もっと詳しい内容、公的な見解については、厚生労働省がリーフレットやQ&Aを出している
出典：厚生労働省HP「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」

2.雇用保険法の改正

2025年10月に、雇用保険法の改正が施行されます。ポイントは、「教育訓練休暇給付金」の創設です。この「教育訓練休暇給付金」とは、雇用保険の被保険者が職業関連の教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した際、その期間中の生活費を支援する仕組みで、従業員が経済的負担を軽減しながらスキル向上のための学びに専念できる環境整備を目指すものです。

教育訓練休暇給付金とは

「教育訓練休暇給付金」とは、雇用保険の被保険者が職業関連の教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した際、その期間中の生活費を支援する仕組みで、離職時に支給される基本手当（失業手当）に相当する額が給付されます。
この制度は、スキルアップやキャリア形成を目的とした教育訓練に限定されていて、趣味や職業とは無関係な講座は対象外です。また、30日以上は無給の休暇を取得することが条件で、給付日数は被保険者期間に応じて最大90日から150日までとなり、休暇開始前の雇用保険加入期間が5年以上あることなどの条件を満たす必要があります。

出典：厚生労働省HP「雇用保険法等の一部を改正する法律の改正内容」

3.最低賃金の改定

岡山県の2025年の最低賃金の改正額が決まりました。岡山県の最低賃金は現在の時給982円から65円引き上げとなり、時給1047円になります。これは最低賃金を時給だけで示すようになった2002年以降、過去最大の引き上げ額で、適用は2025年の12月1日からです。

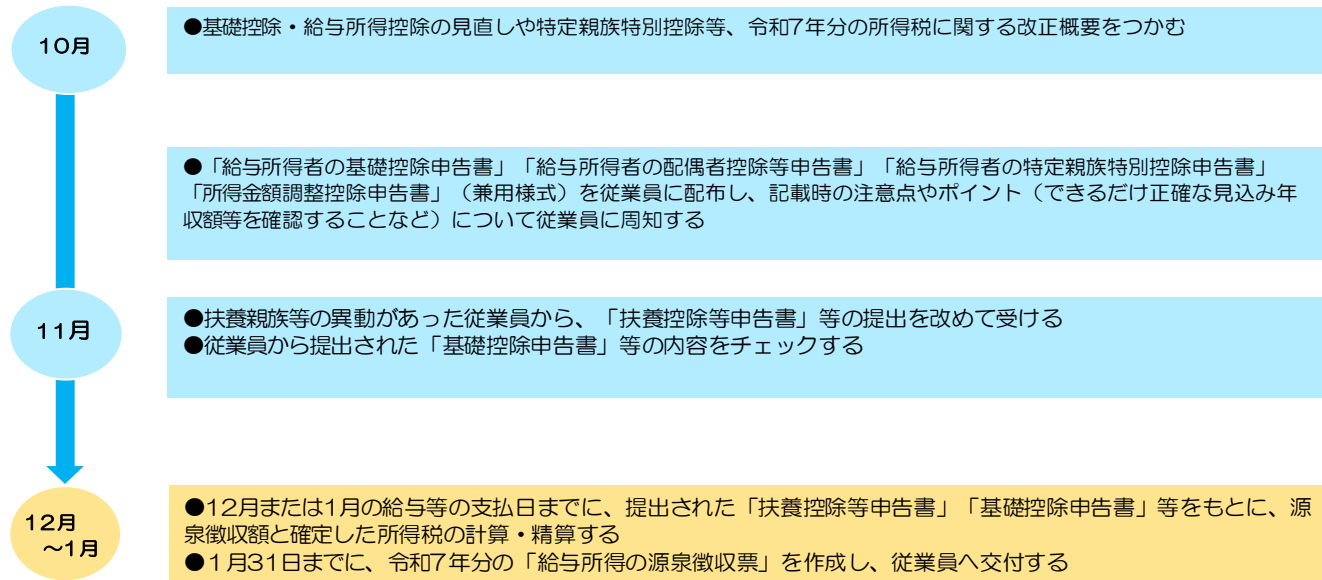
年末調整の注意事項とスケジュールについて

今年は基礎控除・給与所得控除の見直し等に伴い、令和7年度分から各申告書の確認事項は増えており、特に「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」については、控除額の判定が細かくなっていますので注意が必要です。
給与計算担当者が年末調整事務を正しく行うためには、前提として年末調整の対象となる従業員に各申告書の記載事項についてすべて正確に記載してもらうことが重要となります。

この時すべてのベースになるのは「見込み年収額（見込み年間給与収入額）」です。今回の改正で、所得税の課税ラインが大きく変更されたことで、働き方が変わった方も多いと予想されます。それにともなって、従業員本人はもちろん、家族を含めた見込み年収額の確認があらためて必要になります。下記の項目を事前に確認していただくことが重要となります。

- （1）従業員本人の見込み年収額はいくらになりそうか
- （2）給与所得を得ている配偶者がいる従業員の場合：配偶者の見込み年収額はいくらになりそうか
- （3）アルバイトをしている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員の場合：大学生年代の子等の見込み年収はいくらになりそうか

年末調整までの準備事項



令和7年分の年末調整の各申告書の改正点やチェックポイントにつきましては、先月お届けしました**事務所通信「年収の壁」特集号（年末調整準備編）**に詳しく記載されています。ご一読いただけますと幸いです。

出典：TKC事務所通信「年収の壁」特集号（年末調整準備編）

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：Vision
今月の開催日は10月9日（木）です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月9日（木）	8・9・10・11月決算法人様	10月3日（金）
11月13日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月6日（木）
12月11日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月5日（金）



<10月カレンダー>

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*9月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	金	*8月決算法人の確定申告・納付期限
		*2月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の5・11月決算法人）
		*消費税（毎月納付8月分）の納付期限



当社は赤い羽根共同募金
寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています